

特例退職被保険者のみなさまへ

保険料納入証明書を1月下旬にお送りします

平成27年の健康保険料の納入証明書を平成28年1月下旬にお送りします。

納入証明書は、2月16日からの確定申告の際、社会保険料控除を受けるための確認資料としてご利用ください。確定申告のときに添付する必要はありません。

■ 証明期間

平成27年1月から12月まで納入していただいた分

■ 証明金額

- 証明書作成時までに入金の確認ができている合計額
- 今年65歳になられた方の介護保険料は、誕生日以降は市町村（東京特別区を含む）から直接徴収されますので、この証明金額には含まれません。

☆任意継続被保険者の方で、健康保険料の納入証明が必要な場合は、平成28年1月下旬以降に健保組合までお問い合わせください。

News
掲示板

全健保組合の2014年度決算状況(見込)まとまる

7年ぶりに経常収支が改善、しかし納付金の増大は続く

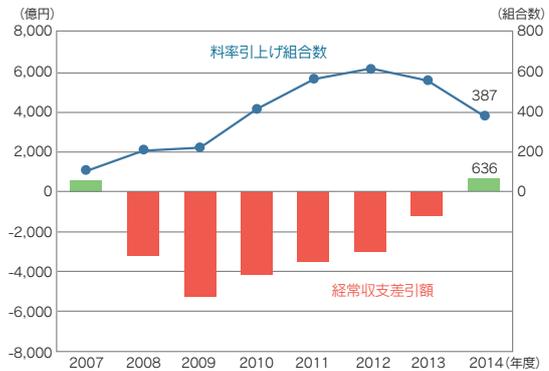
2014年度の全健保組合の決算状況が健保連（健康保険組合連合会）から発表され、経常収支は7年ぶりの黒字となったことがわかりました。しかし、高齢者医療制度への納付金（後期高齢者支援金・前期高齢者納付金等）は前年度から55億円増加、過去最高額となりました。また、平均の保険料率（健康保険料率）をみると、これも過去最高の88.82 / 1000となっています。

●赤字を埋めるための相次ぐ引上げで保険料率はかなりの高水準に

赤字額については2009年度をピークに減少を続け、2014年度に黒字となったわけですが、その最大の要因は保険料率を引き上げて保険料収入増を図ってきたことです。

しかし、保険料率を引き上げてもなお財源不足となるためにまた引き上げるといった状況がここ数年続いた結果、ほとんどの健保組合は保険料率が非常に高い水準となっています。2014年度には、主に中小企業が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の保険料率10 / 1000（全国平均）以上の健保組合が前年度から62組合も増加して260組合に。これは、全健保組合の18.5%が、健保組合を維持するぎりぎりの保険料率となっていることを示しています。

経常収支状況と保険料率引上げ健保組合数の推移



(注) 2007年～2013年度までは決算、2014年度は決算見込の数値。

●依然として重くのしかかる納付金負担

高齢者医療制度への納付金も過去最高額を更新、平均で保険料収入の43.8%を他制度に拠出するという状況となっています。さらに、359もの健保組合では、これが50%以上に達しています。将来的にも納付金の額が下がる見込みはなく、逆にほとんどの健保組合で増加していく見通しです。

保険料率の引上げによって一時的に収支が改善しても、財政の健全化には程遠い状況が今後も続くことになりそうです。

★ 編集後記 ★

マイナンバーの「通知カード」は受領されましたか？ 来年1月から、社会保障・税・災害対策における各種手続きで、本人確認とともに個人番号の記載が求められるほか、個人番号カードの交付を受ける際にも必要となります。大切に保管してください。

●「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで